

國際法から見た銀行券発行債務の問題

(山下康雄)

1
2
19

昭和三十一年二月十九日

国際法から見た銀行券発行債務の問題

日本国政府又は朝鮮銀行及び台湾銀行は銀行券発行債務に対し補償又は賠償の義務を負うか

名古屋大学教授

山下 辰雄

南段行内朝鮮銀行と日本国政府との関係
山下辰雄著

意見

日本国政府又は朝鮮銀行及び台湾銀行は、銀行券発行債務に対し、補償又は賠償の義務を負わない。国際法又は国際慣例のうえから見て、かように考えるのが相当であると思う。

理由

一 最近の国際慣例

最近の国際慣例によつても、「意見」の如く考えるのが相当である。

(1) 奄美大島の復帰に際し、アメリカ重重票は日本銀行券と交換せられた。この場合、アメリカは、何等の賠償も支払わずに、日本政府をして重票の回収を行わしめた。

(2) オーストリアの独立回復に際し、一九五五年五月十五日ウィーン

で調印された「独立民主国としてのオーストリアの再建のための
国家条約」は、通貨の交換に関し、オーストリア国民は賠償の権
利を有しないとしている。同条約第二十三条第三項は「・・・
この放棄（ドイツ国及びドイツ国民に対するオーストリア国及び
オーストリア国民の請求権の放棄）には、オーストリアが併合せ
られていた期間にドイツ国が行つた法律行為に関する一切の請求
権及び右期間中に生じた損失又は損害に関する一切の請求権、特
にオーストリア国政府又はオーストリア国民が所持するドイツ国
国債及び通貨交換の時に回収せられた通貨に関する一切の請求権
が含まれるものとみなされる。右の通貨は、この条約が発効した
ときは、破棄せられなければならない」と規定し、旧ドイツ通貨
に対し、ドイツの賠償義務を否定している。

（ハ）一九四七年のイタリア平和条約は、その第十四附属書（第五条）
において「継承国は、割譲地域に引き続き居住する者又はそこで
引き続き業務を遂行する法人が石地域内において保有するイタリ
ア国の通貨を自国の通貨に交換するために手配しなければならな
い。……」とし、割譲地を継承する国に、通貨交換の義務を
負わせているが、一九四九年八月三十一日ローマで調印された「
経済協力及びイタリア平和条約から生ずる諸問題の解決に関する
イタリア国とギリシャ国との間の協定」第三十五条は「平和条約
第十四附属書第五条によつて流通から回収されたイタリア国の通貨
は、ギリシャ国政府によつてイタリア国政府に返還されなければ
ならない」とし、回収された通貨の返還を規定し、何らの賠償義
務も負わせていない。

ニ朝鮮銀行券の特異性

もつとも、第一次世界戦争後の平和条約には、割譲地に所在する旧領有国の銀行券に関し、旧領有国に賠償を行わせた極めて少数の実例がある。たとえば、エストニアはロシアから独立した国であるが、ロシアとの平和条約（一九二〇年二月二日）第十二条第一項によつて、エストニアで保有されていたルーブル紙幣に対する賠償として、一五百万ルーブルの金をうけとることになつた。ポーランドもロシアから独立した国であるが、一九二一年三月十八日の平和条約第一八〇条によつて、同様にロシアから三〇百万ルーブルの金をうけとることになつた。リトワニアもラトヴィアも同様であつた（一九二〇年七月十二日のロシア・リトワニア間条約第十二条、一九二〇年八月一日のロシア・ラトヴィア間条約第十六条）。

しかし、これらの先例は、朝鮮銀行の場合の先例とはなり得ない。その理由は次のようである。

(1) いづれの場合でも、新独立国は、かつては、旧領有国の中央発券銀行（国立ロシア銀行 *Национальный банк России*）の通貨が流通する地域であつた。すなわち、朝鮮の場合のように、中央発券銀行（日本銀行）の通貨のほか、地方的な発券銀行（朝鮮銀行）の銀行券が通用していたわけではない。従つて、これらの先例は日本銀行券の先例とはなり得ても、朝鮮銀行券の先例とはなり得ない。現に、フィンランドは、ロシア領であつた頃から、特別に貨幣自主権 *валютная самостоятельность* を与えられ、フィンランド銀行券の流通地域であつたので、独立の際に対ロシア賠償権の問題は、通貨に関する限りおこらなかつた。

(四)前記の先例は、金本位制を前提としている。当時の国立ロシア銀行の銀行券は、かような制度のうえに立っていた。従つて、これらの先例は、朝鮮銀行券の先例となり得ないばかりでなく、日本銀行券の先例ともならない。何となれば、鮮台銀券は昭和十六年三月法律第十五号「朝鮮銀行法及台湾銀行法ノ臨時特例ニ關スル法律」により、日銀券は同年同月法律第十四号により、何れも不換紙幣となり管理通貨となつたからである。

要するに、割讓地に發券銀行が所在し、しかも發行せられた銀行券が管理通貨であるような例は、これを國際先例に見出すことはできない。従つて、朝鮮銀行の發行債務については、後で述べるとともに、一般國際法の法理から考察する必要がある。

は、相共に、発券銀行に対する國庫による保証をわけ合わなくてはならないといつてゐる（一九〇頁以下）。その考えは必ずしも明確ではないが、何らかの意味で私的債務以上のものであると考へてゐることは確かである。

實際に、銀行券発行の業務は公共的なサービスである。銀行券は法定通貨として、あらゆる支払特に政府への収納金の支払に、無制限に通用する。かような強制通用力を付与したものは國家であるから、領土割讓にあつても、國家がその處理について一連の責任を負うべきである。國家に賠償責任を負わせてゐる前記の先例は、發券債務をもつて、單に發券銀行と銀行券所持人との間の純然たる私的債務であるとする考へでは説明できない。

とこのつて、發券債務に対する國家の責任分担は何に根據するであ

らうか。いうまでもなく、国家の貨幣主権 *monetary sovereignty*

すなわち強制通用力をもつた通貨を決定する権能に存する（貨幣主
権の本質については、*Journal of Comparative International Law*,

Vol. 1, No. 1, p. 17 を参照）。この権能には、通貨

の価値を決定し維持する権能も含まれる。従つて、平和条約によつ
て日本が朝鮮の独立を承認した行為は、韓国の貨幣主権を承認した
ことを意味し、貨幣主権の委譲は、同時に朝鮮における通貨処理の
責任が韓国に移転したことを意味する。殊に、終戦時における朝鮮
銀行券は完全に管理通貨であつて、その通貨としての価値は、もは
や兌換性にも保証準備にも依存せず、もつばら、国家の権威と信用
とを根拠としていたのであるから、朝鮮の独立とともに、朝鮮銀行
券にもとづく債務は、韓国政府と韓国銀行に移転し、朝鮮銀行券が

もつてゐる通貨としての価値は、韓国の權威と信用とに依存するものと見なければならぬ。最近の國際先例が、通貨の交換にもとずいて回収された旧通貨に対する賠償責任を免除してゐるのは、實に(1)貨幣主權の移転に伴い新領有國が享有するにいたつた利益と(2)兌換性を失つた二十世紀の銀行券の特質とを考慮した結果であると断ずることが出来る。

殊に(1)韓國銀行は、朝鮮銀行の大部分の資産を取得し、終戦時の発行債務を含めても、資産の再評価や日本人預金の払戻によつて、明白に資産超過となる。(2)終戦時の発行債務の金額も、韓国外に所在する朝鮮銀行券が事實上無価値となつたことや通貨交換に参加しなかつたことによつて、著しく減少していると予想される。それにもかかわらず、朝鮮銀行券の補償や賠償を日本側に要求するとすれ

ば、全く不合理なことといわなければならぬ。

『付記』

(2) 本件については、辯銀特殊清算人星野喜代治氏の意見書と弁護士青木一男氏の鑑定書とがある。この意見書はこれらの意見書や鑑定書と重複する論点を避けて、専ら国際法の観点から論述したものである。

(2) 本研究は朝鮮銀行を例にとつて取扱つたが台湾銀行についても全く同一である。